

議案第 70 号

東郷町都市公園条例の一部改正について

東郷町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、使用料の額を見直す必要があるからである。

## 東郷町都市公園条例の一部を改正する条例

東郷町都市公園条例（昭和54年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

種類	区分	単位	使用料	
公園施設を設ける場合	法第2条第2項に掲げる施設	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	使用面積1平方メートル1年につき	3,130円
都市公園を占用する場合	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990円
		第2種電柱	1本1年につき	1,500円
		第3種電柱	1本1年につき	2,000円
		第1種電話柱	1本1年につき	880円
		第2種電話柱	1本1年につき	1,400円
		第3種電話柱	1本1年につき	1,900円
		その他の柱類	1本1年につき	88円
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9円
		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5円
		その他のもの	使用面積1平方	1,800円

		方メートル1 年につき		
法第7条第1項第2号に掲げる工作物	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210円

	外径が0.4 メートル以上 0.7メート ル未満のもの	長さ1メート ル1年につき	370円
	外径が0.7 メートル以上 1メートル未 満のもの	長さ1メート ル1年につき	530円
	外径が1メー トル以上のも の	長さ1メート ル1年につき	1,100円
法第7条第 1項第3号 に掲げる工 作物	地下に設けられる通路	使用面積1平 方メートル1 年につき	660円
	地下に設けられる鉄道、軌 道、公共駐車場その他これ らに類するもの	使用面積1平 方メートル1 年につき	1,800円
法第7条第 1項第4号 に掲げる工 作物	公衆電話所その他これに類 するもの	1個1年につ き	1,800円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	1個1年につ き	740円
法第7条第 1項第6号 に掲げる工 作物	競技会、集会、展示会、博 覧会その他これらに類する 催しのために設けられる仮 設工作物	使用面積1平 方メートル1 日につき	22円
法第7条第 1項第7号 に掲げる工	標識	1本1年につ き	1,400円

	作物	工事用板囲い、足場、詰所 その他の工事用施設	使用面積 1 平 方メートル 1 月につき	220 円
都市公園 において 行為をす る場合	第 5 条第 1 項第 1 号に 掲げる行為	行商、募金その他これらに 類する行為	使用面積 1 平 方メートル 1 日につき	7 円
	第 5 条第 1 項第 2 号に 掲げる行為	興行を行うこと。	使用面積 1 平 方メートル 1 日につき	7 円
	第 5 条第 1 項第 3 号に 掲げる行為	競技会、集会、展示会、博 覧会その他これらに類する 催しのための行為	使用面積 1 平 方メートル 1 日につき	7 円

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、使用料の額を見直す必要があるからである。

### 2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、使用料の額を次のように改めること。

(別表第2関係)

種類	区分	単位	使用料 (単位 円)	
			改正後	改正前
公園施設を設ける場合	法第2条第2項に掲げる施設	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	3, 130 1, 700
都市公園を占用する場合	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年 につき	990 950
		第2種電柱	1本1年 につき	1, 500 1, 500
		第3種電柱	1本1年 につき	2, 000 2, 000
		第1種電話柱	1本1年 につき	880 850
		第2種電話柱	1本1年 につき	1, 400 1, 400
		第3種電話柱	1本1年 につき	1, 900 1, 900
		その他の柱類	1本1年	88 85

			につき		
共架電線その他上空 に設ける線類		長さ 1 メートル 1 年につき		9	9
地下電線その他地下 に設ける線類		長さ 1 メートル 1 年につき		5	5
その他のもの		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800		—
法第 7 条 第 1 項第 2 号に掲 げる工作 物	水道 管、 下水 道 管、 ガス 管そ の他 これ らに 類す る物 件	外径が 0.07 メートル未満の もの	長さ 1 メートル 1 年につき	37	36
		外径が 0.07 メートル以上 0. 1 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	53	51
		外径が 0.1 メートル以上 0. 15 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	79	77
		外径が 0.15 メートル以上 0. 2 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	110	100
		外径が 0.2 メートル以上 0.	長さ 1 メートル 1 年につき	160	150

		3メートル未満のもの	年につき		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル1年につき	210 200
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	370 360
		外径が0.7メートル以上のもの	長さ1メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	530 510
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	1,100 1,000
法第7条 第1項第 3号に掲 げる工作 物	地下に設けられる通 路	使用面積 1平方メートル1年につき		660	710
	地下に設けられる鉄 道、軌道、公共駐車 場その他これらに類 するもの	使用面積 1平方メートル1年につき		1,800	—
法第7条 第1項第 4号に掲	公衆電話所その他こ れに類するもの	1個1年につき		1,800	1,700
	郵便差出箱及び信書	1個1年		740	720

	げる工作物	便差出箱	につき		
	法第7条 第1項第 6号に掲 げる工作 物	競技会、集会、展示 会、博覧会その他こ れらに類する催しの ために設けられる仮 設工作物	使用面積 1平方メ ートル1 日につき	22	17
	法第7条 第1項第 7号に掲 げる工作 物	標識 工事用板囲い、足 場、詰所その他の工 事用施設	1本1年 につき	1, 400	1, 400
			使用面積 1平方メ ートル1 月につき	220	17
都市公 園にお いて行 為をす る場合	第5条第 1項第1 号に掲げ る行為	行商、募金その他こ れらに類する行為	使用面積 1平方メ ートル1 日につき	7	6
	第5条第 1項第2 号に掲げ る行為	興行を行うこと。	使用面積 1平方メ ートル1 日につき	7	6
	第5条第 1項第3 号に掲げ る行為	競技会、集会、展示 会、博覧会その他こ れらに類する催しの ための行為	使用面積 1平方メ ートル1 日につき	7	6

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。